

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和8年2月25日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500502号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2500066号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年10月1日から昭和59年5月1日まで
請求期間においてA社B支店で正社員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の記録がないのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和58年10月に正社員としてA社のB支店に入社し、昭和59年4月末までの期間、営業担当兼講師として同社に勤務していた旨主張しているところ、支店の所在地、事務担当者の名前及び営業実務について記憶していることから、期間の特定はできないものの、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、請求者の請求期間に係るA社及び同社の関連会社であるC社(現在は、D社に名称変更)における雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、A社は、請求期間当時の社会保険加入者一覧及び正社員名簿において請求者の名前がなく、請求者の請求期間に係る勤務及び給与からの厚生年金保険料控除については不明であり、請求期間当時、正社員のみ社会保険に加入し、商品販売を担当していた業務委託の契約社員は社会保険には加入させていなかった旨回答、陳述している。

さらに、請求期間当時、A社又はC社において厚生年金保険被保険者であった同僚29人に照会し、16人から回答、陳述を得たが、請求期間における請求者の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除について確認することができなかつた上、上記の同僚のうち、複数の者は、営業担当の多くは歩合制で働き、社会保険に加入していなかったと思う旨回答、陳述している。

加えて、請求期間に係るA社の事業所別被保険者名簿及びC社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において請求者の氏名は見当たらず整理番号に欠番はない。

また、E市の担当者は、請求期間当時の課税資料は保管していない旨陳述している上、請求者は、請求期間の厚生年金保険料控除が確認できる給与明細書等の資料はないと回答しており、

ほかに、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。